

京都市告示第153号

京都市市街地景観整備条例第43条第2項の規定により、同条第1項に規定する地域景観づくり協議会であることを認定しましたので、同条第3項の規定に基づき、告示します。

平成29年5月26日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

祇園新橋景観づくり協議会

2 代表者

奥田 朋子

3 主たる事務所の所在地

京都市東山区元吉町44-2 ぬり萬内

4 活動の対象区域

京都市東山区元吉町，末吉町の一部，橋本町の一部，清本町の一部

5 活動の目的

地域的な共同活動を行うことにより、地域の景観づくりを進めることを目的とする。

(都市計画局都市景観部景観政策課)